

# 錦小学校インターネット利用ガイドライン

## 1 趣旨

このガイドラインは、本校におけるインターネット利用に関し必要な項目を定めるものである。

## 2 インターネット利用のねらい

インターネットを利用し、児童の情報活用能力の育成、開かれた学校の推進、教育課題の解決に努力する。また、インターネットの利用に当たっては、児童及び学校関係者の個人情報の保護に努める。

## 3 利用資格

本校でのインターネットの利用は、以下の項目のいずれかを満たす利用者が対象となる。

- ・ 錦小学校の児童
- ・ 錦小学校職員
- ・ 校長が利用の必要性を認めた者

## 4 インターネット利用及びホームページの管理及び運営

- (1) 校長はインターネットの利用や情報管理の適正を図るため、情報教育係を置くものとする。情報教育係は、校内のインターネット及び校内LANの適正な管理運営を行う。
- (2) ホームページの作成及び管理運営は、情報教育係が中心となって行う。
- (3) 校内LANやインターネットの利用及びホームページの評価改善については、情報委員会を設置し行う。
- (4) 情報委員会は、校長・副校長・教務主任・情報教育係・学年1名で組織する。
- (5) ホームページに掲載された情報については、校長が責任を負う。

## 5 インターネット及びホームページの主な利用形態

- (1) 情報の発信・受信  
ホームページにより、児童の学習の成果や多様な学校の取り組みを紹介し、地域に開かれた学校を目指す。
- (2) 教材作成  
教材作成授業で活用できる画像データや文書データを収集し、教材研究に活用する。
- (3) 情報検索及び収集  
ホームページや電子メール等を利用して、学習に関連する情報を検索・収集する。
- (4) 交流  
ホームページ、電子メール等を利用して、他地域の文化や生活にふれたり、

共通テーマ学習を行ったりするなど、国内や海外の学校や研究施設等との交流をする。

## 6 ホームページ等による情報の発信の留意事項

- (1) インターネットを利用した本校の情報発信は、本校の公的名称を使用し、宇都宮市教育委員会が指定したサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行う。
- (2) 校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本ガイドラインに基づいた適正な発信内容であることを事前に確認する。
- (3) 本校のホームページには、本ガイドラインに基づいて作成されたものである旨を示すために、本ガイドラインを掲載する。
- (4) 本校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記する。

## 7 禁止される行為

錦小学校では、以下の行為を禁止します。

- (1) 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用。
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為。
- (3) 他人の知的所有権や著作権を侵害する行為。
- (4) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為。
- (5) 他人に不利益を与える行為。
- (6) 他人を誹謗中傷する行為。
- (7) 錦小学校ネットワーク管理業務を妨げる行為。
- (8) チェーンメール等のインターネットシステムの破壊行為。

## 8 個人情報の取扱い

- (1) インターネットを利用した児童及び関係者の個人情報の発信は、校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないようにする。
- (2) 児童の個人情報は、発信しないものとする。ただし、(3)に示す個人情報の範囲内で、本人と保護者の同意と学校長の承認を得た場合には、発信できるものとする。
- (3) 発信する場合の個人情報の範囲

### ①氏名

原則として、氏名は発信しない。ただし、教育上必要がある場合（交流学习等）には、姓名を使うことができる。

### ②意見等

児童の意見等については、教育上の効果が期待できる場合は、発信することができる。

### ③写真

児童の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮

する。

#### ④その他

電話番号，生年月日，趣味・特技，その他の個人情報に関わるものは，発信しない。

- (4) 本校のホームページに発信した個人情報について，本人若しくは保護者から，訂正や削除の要請があった場合には，速やかに適切な措置を講じる。
- (5) 個人情報のデジタル化に伴う規則は，別に「個人情報についての規則」として，定める。

## 9 教師による指導の徹底

- (1) 教師は，インターネットを利用した教育活動を通して，他人の中傷をしないこと，著作権，肖像権，知的所有権に配慮することなど，ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し，情報発信者としての自覚と責任について児童が正しく理解できるように努める。
- (2) 児童が発信する情報は，教師の指導と学校長の許可が必要である。
- (3) 教師は，インターネットの特性を考慮し，教育上不適切な情報の取扱い等の指導を徹底する。

## 10 情報モラル等に関すること

インターネットを利用する場合には，多様な危険性の存在（ウイルスや有害なページ，メールやチャット，ネットでの売買等）や情報の信頼性を批判的に考えること，著作権や知的所有権等に配慮することなど，インターネットにおける基本的知識やモラルの醸成と向上を図る。

### 1.1 知的財産権の保護

ホームページ作成等にあたっては，個人情報，著作権，モラル等に十分注意する。著作物を著作者の許可なく，自分のホームページに利用したり，発信したりしてはならない。

### 1.2 ホームページや電子メールでの発信に関すること

児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は，教師の確認と校長の許可を経て外部に発信する。

### 1.3 セキュリティについて

インターネットの利用にあたっては，個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし，セキュリティについて以下のことを徹底する。

- (1) インターネットの特性を考慮し，教育上有害な情報にアクセスしないなどの指導を徹底する。
- (2) 個人情報については，別に定める「個人情報保護についての規則」に従い，外部に出ないように厳重に管理する。

- (3) コンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的でつくられたプログラム）の予防に努める。コンピュータウイルスの感染があった場合は、宇都宮市教育センターに報告し、コンピュータの利用を停止する。さらに、すべてのコンピュータと記憶メディアを点検し、処置する。
- (4) インターネットに接続するコンピュータは特定し、それ以外のコンピュータをインターネットに接続する場合は、校長の許可を得る。
- (5) 個人用のパソコンや周辺機器及び記憶メディア等の利用については、別に定める「校務に使用するコンピュータ及び周辺機器の利用と管理に関する規則」及び「個人情報保護についての規則」に従い対応する。

#### 1.4 リンクについて

本校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものは原則として自由とする。また、本校のホームページの著作権を明示する。

本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

#### 1.5 インターネット利用及び情報管理に関する規定の見直し

学校教育におけるインターネット利用及び情報管理の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討し、基準の見直しを行う。